

2011 年度 神戸市学童保育関係予算に関する要望書への回答

2010 年 11 月 18 日
子育て支援部主幹 口頭回答
文責 神戸市学童保育連絡会

平成 23 年度予算編成について

本市の平成 23 年度予算編成では、一般財源要求額は対前年度 15%削減した額を上限とすることとなっており、ここ数年同様引き続き厳しい状況にあります。

一方で、放課後児童健全育成事業(学童保育)に対する市民ニーズは年々高まっており、現在国における「子ども・子育て新システム検討会議」の中で、量的拡大及び質の確保等が議論されているところです。

本市の児童館学童保育については、現在、過密化・大規模化が大きな課題となっており、71 人以上のクラブの解消を最優先課題として分割等の取り組みを進めているところです。

今後、平成 23 年度の予算編成におきまして、厳しい本市の財政状況の中ではありますが、国の施策を踏まえるとともに、地域方式の学童保育所の運営実態を財政当局に十分に説明し、予算編成を進めていきたいと考えています。

1. 放課後子どもプランについて

① 放課後子どもプランの中で、学童保育事業及び放課後子ども教室推進事業の一体的運用は学童保育事業の縮小・廃止につながります。目的、性格の違う両事業がそれぞれの趣旨に沿って両立・拡充するように進めてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
放課後子どもプランの実施にあたっては、「学童保育の対象者に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする」ことが放課後子どもプランの基本的な考え方にも規定され、その充実の方針は継続していく	放課後子どもプランの実施にあたっては、「学童保育の対象者に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする」ことが放課後子どもプランの基本的な考え方にも規定され、その充実の方針は継続していくもの	放課後子どもプランの実施にあたっては、「学童保育の対象者に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする」ことが放課後子どもプランの基本的な考え方にも規定され、その充実の方針は継続していくもの

<p>ものであるとされています。本市でも放課後子どもプランの推進にあたっては、放課後子どもプラン推進委員会で議論いただいておりますが、これまでの放課後児童健全育成事業の成果を踏まえながら、両事業の連携を図り総合的な放課後児童対策を進めていきたいと考えています。</p>	<p>であるとされています。放課後子どもプランの推進にあたっては、これまでの放課後児童健全育成事業の成果を踏まえながら、両事業の連携を図り総合的な放課後児童対策を進めていきたいと考えています。</p>	<p>であるとされています。放課後子どもプランの推進にあたっては、これまでの放課後児童健全育成事業の成果を踏まえながら、両事業の連携を図り総合的な放課後児童対策を進めていきたいと考えています。</p>
--	--	--

2. 助成金について

① 指導員の待遇改善、保護者負担の軽減等を通じて、安定した運営を保障するために、助成金の大幅な引き上げを実現してください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>地域方式の学童保育所に対する助成金については、20年度には、障害児受入加算額を1名当たり523千円から576千円に、さらに21年度には750千円へと増額しております。</p> <p>そして、22年度は、4年生以上の児童を含むと上位の人数ランクとなる場合の運営費の加算や、「かぎっ子ママ制度」についても4年生以上の児童を含めると10人以上となる施設については、運営費の加算や設置助成費を適用するなど制度の充実を図ってきています。</p> <p>本市の財政は引き続き厳</p>	<p>地域方式の学童保育所に対する運営費助成金については、平成18年度には、設置助成費、強化推進費を改定するとともに、長時間開設加算を新設しています。</p> <p>また、20年度には障害児受入加算額を1名当たり523千円から576千円に、さらに21年度には750千円へと増額し、制度の充実を図ってきています。</p> <p>平成22年度予算編成では、一般財源要求額が対前年度20%減額した額を上限とすることとなり、引き続き厳しい状況にあります。今後とも</p>	<p>地域方式の学童保育所に対する運営費助成金については、14年度に学校週5日制の実施に合わせ、平均7.3%の増額をしています。</p> <p>さらに、平成18年度には、設置助成費、強化推進費を改定するとともに、長時間開設加算を新設し、20年度には強化推進費を障害児受入加算に改称すると同時に、金額も1名当たり523千円を576千円に増額し制度の充実を図ったところです。</p> <p>平成21年度予算編成では、一般財源要求額が対前年度20%減額した額を上限とすることとなっ</p>

しい状況にあります、 今後とも制度の充実に努 めていきたいと考えてい ます。	制度の充実に努めていき たいと考えています。	ており、昨年以上に厳し い状況にあります。
---	---------------------------	--------------------------

② 4年生以上の高学年の児童についても、3年生までの児童と同額の助成金の対象となるようにしてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>高学年児童にとっての学 童保育の必要性につい ては、これまでに保護 者、指導員の方々から お話を伺い、認識して おります。</p> <p>厚生労働省の通知(平成 13年12月20日付文書) でも、高学年の積極的 な受け入れの配慮を求 められており、神戸市 放課後児童健全育成事 業計画検討委員会の報 告においては、民設(学 童保育)において高学 年を受け入れている実 態を踏まえ、支援の充 実を図る必要性がある との意見をいただいで います。</p> <p>このような意見等を踏 まえ、平成22年度より 、4年生以上の児童を 在籍人数に含むと、上 位の人数ランクとなる 場合に助成金を加算す る項目を助成要綱に加 えました。ただ、厳し い市の財政状況の中、 高学年児童を3年生 までと同額の助成対象</p>	<p>厚生労働省通知(平成 13年12月20日付文書) では、高学年の積極的 な受け入れの配慮を求 められており、神戸市 放課後児童健全育成事 業計画検討委員会の報 告においても、民設(学 童保育)の高学年を受 け入れている実態を踏 まえて、支援の充実に 関する必要性がある との意見をいただいで います。</p> <p>このような意見等を踏 まえ助成の充実ができ るよう努めていきたい と考えています。</p>	<p>厚生労働省通知(平成 13年12月20日付文書) では、高学年の積極的 な受け入れの配慮を求 められており、神戸市 放課後児童健全育成事 業計画検討委員会の報 告においても、民設(学 童保育)の高学年を受 け入れている実態を踏 まえて、支援の充実に 関する必要性がある との意見をいただいで います。</p> <p>このような意見等を踏 まえ助成の充実を検討 していきたいと考えて います。</p>

<p>することは非常に厳しい状況です。今後、少しでも充実ができるよう努めてまいりたいと考えております。</p>		
---	--	--

3. 学童保育の設置について

① 政府の「新待機児童ゼロ作戦」、「子ども・子育てビジョン」をふまえて、学童保育の量・質ともの抜本的な拡充を図ってください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>神戸市では、「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画」の前期計画に基づき、原則として学童保育需要のある小学校区へ学童保育施設の整備を図るとともに、既存学童保育所の過密の解消、午後 6 時までの延長実施にも取り組んできました。</p> <p>また、22 年 2 月に後期計画が策定され、学童保育については、引き続き、施設整備をはじめ、サービス、そして助成制度の充実を検討することも示されておりますので、今後、この行動計画に基づき、また国の動向も踏まえながら、学童保育の量・質の拡充を図っていきたくて考えております。</p>	<p>神戸市では、「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画」の前期計画に基づき、原則として学童保育需要のある小学校区へ学童保育施設の整備を図るとともに、既存学童保育所の過密の解消、午後 6 時までの延長実施にも取り組んでいます。</p> <p>今後、22 年度からの「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画」の後期計画を作成に際しては、「新待機児童ゼロ作戦」もふまえ学童保育へのニーズをアンケート等により把握するなどにより、学童保育の量・質の充実について検討していきたくて考えています。なお、後期計画(案)について 12 月に市民意見募集(パブリックコメント)を予定しています。</p>	<p>神戸市では、「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画」の前期計画に基づき、原則として学童保育需要のある小学校区へ学童保育施設の整備を図るとともに、既存学童保育所の過密の解消、午後 6 時までの延長実施にも取り組んでいます。</p> <p>今後、22 年度からの「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画」の後期計画を作成する際には、「新待機児童ゼロ作戦」もふまえ学童保育へのニーズをアンケート等により把握しながら、学童保育の量・質の充実について検討していきたくて考えています。</p>

② 周辺での児童館学童保育クラブの開設などにより運営に困難を生じた地域方式学童保育所の存続を保障するための具体的な方法を示してください。また、児童館等の新設等について、既存の地域方式学童保育所への情報提供と協議を欠くことのないようにしてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>平成 22 年 11 月 1 日現在、神戸市内には 189 か所の学童保育施設があります。登録児童数は平成 22 年 5 月 1 日現在約 8,500 人となっています。</p> <p>地域方式学童保育所においても約 650 人の学童保育が行われており、本市と連携を図りながら、その使命を果たしていただいていると考えています。</p> <p>今後とも、市と地域学童が、それぞれに補完し合いながら、学童保育事業を進めていくことが大切であると考えています。</p> <p>新たに児童館等学童保育施設を設置する場合には、その計画が具体的なものとなった段階で、必要な情報提供をしてまいります。</p>	<p>平成 21 年 11 月 1 日現在、神戸市内には 188 か所の学童保育施設があります。登録児童数は平成 21 年 5 月 1 日現在約 8,500 人となっています。</p> <p>地域方式学童保育所においても約 650 人の学童保育が行われており、本市と連携を図りながら、その使命を果たしていただいていると考えています。</p> <p>今後とも、市と地域学童が、それぞれに補完し合いながら、学童保育事業を進めていくことが大切であると考えています。</p> <p>新たに児童館等を設置する場合には、その計画が具体的なものとなった段階で、必要な情報提供をしてまいります。</p>	<p>平成 20 年 11 月 1 日現在、神戸市内には 180 か所の学童保育施設があります。登録児童数は平成 20 年 5 月 1 日現在約 9,800 人となっています。</p> <p>地域方式学童保育所においても約 630 人の学童保育が行われており、本市と連携を図りながら、その使命を果たしていただいていると考えています。</p> <p>今後とも、市と地域学童が、それぞれに確保できない部分を補いながら、学童保育事業を進めていくことが大切であると考えています。</p> <p>新たに児童館等を設置する場合には、その計画が具体的なものとなった段階で、必要な情報提供をしてまいります。</p>

4. 保育場所の確保について

① 学童保育の施設の面積基準が「学童 1 人あたり 2.31 ㎡(集団遊びのスペースを整備しない場合は 1.98 ㎡)」(「神戸の放課後児童クラブの基準」と示されましたが、設置方式にかかわらずその基準に適合した保育場所を確保してください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答

<p>地域方式の学童保育所については、地域住民の自主的な活動に対し、助成するものであり、運営内容についても地域の実情に応じて決定されています。場所の確保等についても地域の自主努力でお願いしたいと考えています。</p> <p>公設の学童保育施設については、児童館の増改築及び小学校の余裕教室の転活用、民間施設の借り上げ等により学童保育コーナーを整備するなど、過密の解消に努めているところです。</p>	<p>地域方式の学童保育所については、地域住民の自主的な活動に対し、助成するものであり、運営内容についても地域の実情に応じて決定されています。場所等についても地域の自主努力でお願いしたいと考えています。</p> <p>公設の学童保育施設については、児童館の増改築及び小学校の余裕教室の転活用、民間施設の借り上げ等により学童保育コーナーを整備するなど、過密の解消に努めているところです。</p>	<p>地域方式の学童保育所については、地域住民の自主的な活動に対し、助成するものであり、運営内容についても地域の実情に応じて決定されています。場所等についても地域の自主努力でお願いしたいと考えています。</p> <p>公設の学童保育施設については、児童館の増改築及び小学校の余裕教室の転活用、民間施設の借り上げ等により学童保育コーナーを整備するなど、過密の解消に努めているところです。</p>
---	--	--

② 大規模化している児童館学童クラブ、学童保育所について、70人を超えているところは速やかに分割し、国のガイドラインにある「おおむね40人程度まで」となるよう手だてを取ってください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」でも、1クラブ当たりの適正な人数規模は、厚生労働省の方針を踏まえ、最大70人までとしており、その基準を超過しているところについては、設置主体が中心となり分割等により改善を図ることになっています。</p> <p>この基準に基づき施設の状態、児童数の推移等を勘案しながら、まずは、70</p>	<p>「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」でも、1クラブ当たりの適正な人数規模は、厚生労働省の方針を踏まえ、最大70人までとしており、その基準を超過しているところについては、設置主体が中心となり分割等により改善を図ることになっています。</p> <p>この基準に基づき施設の状態、児童数の推移等を勘案しながら、まずは、70</p>	<p>「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」でも、1クラブ当たりの適正な人数規模は、厚生労働省の方針を踏まえ、最大70人までとしており、その基準を超過しているところについては、設置主体が中心となり分割等により改善を図ることになっています。</p> <p>今後、この基準に基づき施設の状態、児童数の推移等を勘案しながら、</p>

人を超える大規模学童保育所の解消への取り組みを進めているところです。	人を超える大規模学童保育所の解消への取り組みを早急に進めていきたいと考えています。	大規模学童保育所の解消を図っていきたく考えています。
------------------------------------	---	----------------------------

③ 地域の「自主努力」だけではなかなか解決できないという実情にかんがみ、地域方式学童保育所が学校の余裕教室などの公的施設や公共の土地を使えるようにしてください。また、施設を建てるための資金の確保をしてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>地域方式学童保育所については、地域住民の自主的な活動に対して助成するものであり、運営内容につきましても地域の実情に応じて決定されています。</p> <p>場所問題につきましても、地域の自主努力でお願いしたいと考えていますが、事業内容の説明などについては、できる限り協力したいと考えています。</p>	<p>地域方式学童保育所については、地域住民の自主的な活動に対して助成するものであり、運営内容につきましても地域の実情に応じて決定されています。</p> <p>場所問題につきましても、地域の自主努力でお願いしたいと考えていますが、事業内容の説明などについては、できる限り協力したいと考えています。</p>	<p>地域方式の学童保育所については、地域住民の自主的な活動に対して助成するものであり、運営内容につきましても地域の実情に応じて決定されています。</p> <p>場所問題につきましても、地域の自主努力でお願いしたいと考えていますが、事業内容の説明などについては、できる限り協力したいと考えています。</p>

④ 民間借家などを保育場所としている地域方式学童保育所の設置助成を実額でおこなってください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>設置助成費については、平成 18 年度に 463 千円から 500 千円に引き上げをしております。地域によっては家賃負担が大きいことは認識しておりますが、減額シーリング等、本市の厳しい財政状況のなか、国庫補助が適用され</p>	<p>設置助成費については、平成 18 年度に 463 千円から 500 千円に引き上げをしております。地域によっては家賃負担が大きいことは認識しておりますが、減額シーリング等、本市の厳しい財政状況のなか、実額補助を行うことは</p>	<p>設置助成費については、平成 18 年度に 463 千円から 500 千円に引き上げをしたところです。減額シーリング等、本市の厳しい財政状況のなか、実額補助を行うことは困難な状況であると考えています。</p>

ない設置助成費の実額補助を行うことは困難な状況であると考えています。	困難な状況であると考えています。	
------------------------------------	------------------	--

⑤ 「かぎっ子ママ方式」の運営助成金および設置助成費を大幅に引き上げるとともに、初年度加算を設けてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
「かぎっ子ママ方式」については、平成 22 年度より、4 年生以上の児童を含めると 10 人以上となる施設に対し、運営費の加算および設置助成費を適用することとしています。厳しい財政状況の中、運営費の大幅な増額や初年度加算を設けることは困難です。	減額シーリングのなかにあつて、国庫補助対象とならない神戸市独自の助成制度である当該助成金の増額等は困難な状況にあると考えています。	減額シーリングのなかにあつて、助成金の増額等は困難な状況にあると考えています。

5. 指導員の身分保障と資質の向上について

① 児童館学童保育クラブ(学童保育コーナーを含む。以下同じ。)指導員のパート身分をあらため、正規 2 名以上の体制としてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
児童館学童保育クラブの指導員については、基本的に放課後からの事業であり、勤務時間帯からしても正規職員化は困難であると思われます。	児童館学童保育クラブの指導員については、基本的に放課後からの事業であり、勤務時間帯からしても正規職員化は困難であると思われます。	児童館学童保育クラブの指導員については、基本的に放課後からの事業であり、勤務時間帯からしても正規職員化は困難であると思われます。

② 地域方式学童保育所に、助成金ランクにかかわらず指導員 2 名体制相当で運営助成費の積算をしてください。さらに児童数 30 名以上の学童保育所には指導員 1 名分相当の加算をしてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答

<p>民設学童保育所に対しては、児童数の規模(人数区分により)に応じた助成金を支払っており、運営するにあたっては、学童保育料(保護者の負担金)と合わせて、それぞれの工夫の中で対応していただいております。</p> <p>助成金の充実については今後も引き続き努力していきたいと考えております。</p>	<p>民設学童保育所に対しては、児童数の規模(人数区分により)に応じた助成金を支払っており、運営するにあたっては、学童保育料(保護者の負担金)と合わせて、それぞれの工夫の中で対応していただいております。</p> <p>今後も助成金の充実ができるよう努めていきたいと考えています。</p>	<p>民設学童保育所に対しては、児童数の規模(人数区分により)に応じた助成金を支払っており、運営するにあたっては、学童保育料(保護者の負担金)と合わせて、それぞれの工夫の中で対応していただいております。</p> <p>今後も助成金の充実に努めていきたいと考えています。</p>
--	---	--

③ 指導員の自主研修費の大幅な増額や研修会のさらなる充実をはかってください。また、設置方式を問わない合同研修会・交流会の開催とその充実についても引き続き市社協との協議をすすめてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>研修の実施にあたっては、指導員の皆さんの意見をお聞きしながら実施しております。今後も研修の充実を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>児童館方式との合同研修については、今後も引き続き、市社協と協議していきたいと考えています。</p>	<p>研修の実施にあたっては、指導員の皆さんの意見をお聞きしながら実施しております。今後も研修の充実を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>児童館方式との合同研修については、今後も引き続き、市社協と協議していきたいと考えています。</p>	<p>研修の実施にあたっては、指導員の皆さんの意見をお聞きしながら実施しております。今後も研修の充実を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>児童館方式との合同研修については、今後も引き続き、市社協と協議していきたいと考えています。</p>

④ 競合等によってやむなく閉所する地域方式学童保育所がある場合、当該指導員を児童館等に雇用するてだてを講じてください。この場合の指導員の相談には誠実に応じてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
児童館・学童保育コー	児童館・学童保育コー	児童館・学童保育コー

<p>ナーが新設されることによって閉所する地域方式学童保育所の指導員の雇用については、雇用主となる区社協やその他の運営主体に対しても経過説明をさせていただきたいと考えています。</p> <p>相談については、従来どおり誠実な対応に努めたいと考えています。</p>	<p>ナーが新設されることによって閉所する地域方式学童保育所の指導員の雇用については、雇用主となる区社協やその他の運営主体に対しても経過説明をさせていただきたいと考えています。</p> <p>相談については、従来どおり誠実な対応に努めたいと考えています。</p>	<p>ナーが新設されることによって閉所する地域方式学童保育所の指導員の雇用については、雇用主となる区社協やその他の運営主体に対しても経過説明をさせていただきたいと考えています。</p> <p>相談については、従来どおり誠実な対応に努めたいと考えています。</p>
---	---	---

6. 障がい児学童保育について

① すべての児童館学童保育クラブで、障がい児に対応できる指導員の加配および施設の改善をおこなってください。「自力来退館」「自力身辺処理」要件のさらなる緩和をしてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>児童館学童保育クラブでは、小学校低学年の放課後留守家庭児童であることのほかに、自力で来退館が可能であること、自力で身辺処理が可能であることを基準として児童を受け入れています。</p> <p>障害児につきましても、当基準を原則として、障害の状況・程度等個々のケースごとに、保護者の方と児童館とでよく相談していただき、施設の状況・体制なども考慮して、可能な範囲で、できるだけ受け入れるよう努めています。</p>	<p>児童館学童保育クラブでは、小学校低学年の放課後留守家庭児童であることのほかに、自力で来退館が可能であること、自力で身辺処理が可能であることを基準として児童を受け入れています。</p> <p>障害児につきましても、当基準を原則として、障害の状況・程度等個々のケースごとに、保護者の方と児童館とでよく相談していただき、施設の状況・体制なども考慮して、可能な範囲で、できるだけ受け入れるよう努めています。</p>	<p>児童館学童保育クラブでは、小学校低学年の放課後留守家庭児童であることのほかに、自力で来退館が可能であること、自力で身辺処理が可能であることを基準として児童を受け入れています。</p> <p>障害児につきましても、当基準を原則として、障害の状況・程度等個々のケースごとに、保護者の方と児童館とでよく相談していただき、施設の状況・体制なども考慮して、可能な範囲で、できるだけ受け入れるよう努めています。</p>

<p>「自力来退館」の基準についても、保護者の方がボランティア等を確保し、送り迎えができるようなケースについては、要件を緩和して受け入れています。ただし、医療的なケアが必要な場合や、目を離すと事故にあうなど生命に危険がある場合などには、受け入れを断るケースもあります。</p> <p>なお、新設の児童館では、手すりやスロープの設置、段差をなくすような設計、身体障害者用トイレの設置などを行っているほか、既設の児童館でも洋式トイレの整備など、施設面での配慮も行っています。</p>	<p>「自力来退館」の基準についても、保護者の方がボランティア等を確保し、送り迎えができるようなケースについては、要件を緩和して受け入れています。ただし、医療的なケアが必要な場合や、目を離すと事故にあうなど生命に危険がある場合などには、受け入れを断るケースもあります。</p> <p>なお、新設の児童館では、手すりやスロープの設置、段差をなくすような設計、身体障害者用トイレの設置などを行っているほか、既設の児童館でも洋式トイレの整備など、施設面での配慮も行っています。</p>	<p>「自力来退館」の基準についても、保護者の方がボランティア等を確保し、送り迎えができるようなケースについては、要件を緩和して受け入れています。ただし、医療的なケアが必要な場合や、目を離すと事故にあうなど生命に危険がある場合などには、受け入れを断るケースもあります。</p> <p>なお、新設の児童館では、手すりやスロープの設置、段差をなくすような設計、身体障害者用トイレの設置などを行っているほか、既設の児童館でも洋式トイレの整備など、施設面での配慮も行っています。</p>
---	---	---

② 障害児受入加算については、その名称に相応しく指導員1名分の加配が可能な額まで引き上げてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>平成 18 年度から助成の要件を障害児 1 人当たりの助成に改定しており、20 年度には 1 名当たり 523 千円を 576 千円に増額し、さらに 21 年度には 750 千円へと増額し、制度の充実を図っております。</p> <p>厳しい市の財政状況の中、国庫補助基準も依然として 1 施設あたりの補助</p>	<p>平成 18 年度から助成の要件を障害児 1 人当たりの助成に改定しており、20 年度には強化推進費を障害児受入加算に改称すると同時に、金額も 1 名当たり 523 千円を 576 千円に増額し、さらに 21 年度には 750 千円へと増額し、制度の充実を図ったところです。</p>	<p>平成 18 年度から助成の要件を障害児 1 人当たりの助成に改定しており、20 年度には強化推進費を障害児受入加算に改称すると同時に、金額も 1 名当たり 523 千円を 576 千円に増額し制度の充実を図っています。</p> <p>障害児受入加算は、障害児受入にあたり職員体制を強化するための助成</p>

<p>とされており、大幅な増額は困難な状況ですが、今後もさらに充実が図れるよう、引き続き国へも要望を上げていきたいと考えております。</p>		<p>金であり、国の補助金が増額されたことを踏まえ、今後検討していきたいと考えています。</p>
--	--	--

③ 障がい児受入施設の指導員並びに父母の相談に、専門知識や経験を有する方が対応できる窓口を設けてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>障害児を実際に受け入れられている施設において、その対応に苦慮されていることは認識しており、今後どういった対応がとれるのか他都市の例や皆様の意見も聞きながら予算の確保も含めて検討していきたいと考えております。</p>	<p>軽度発達障害児を含め対象児童数の増加に対して、相談機関・診断機関の専門職員の人数が絶対的に不足しています。</p> <p>障害児を実際に受け入れられている施設において、その対応に苦慮されていることは認識しており、今後どういった対応がとれるのか皆様の意見も聞きながら予算の確保も含めて検討していきたいと考えております。</p>	<p>軽度発達障害児を含め対象児童数の増加に対して、相談機関・診断機関の専門職員の人数が絶対的に不足しています。</p> <p>障害児を実際に受け入れられている施設において、その対応に苦慮されていることは認識していますので、今後どういった対応がとれるのか検討していきたいと考えています。</p>

7. 保育時間の延長および対象学年の引き上げについて

① 地域方式学童保育所については、長時間開設加算をさらに拡大してください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>厚生労働省の国庫補助制度が改正され、「長時間開設加算」制度が新設されたことを受け、「放課後児童健全育成事業助成要綱」を改正し、午後6時を越えて開設する場合</p>	<p>厚生労働省の国庫補助制度が改正され、「長時間開設加算」制度が新設されたことを受け、「放課後児童健全育成事業助成要綱」を改正し、午後6時を越えて開設する場合</p>	<p>厚生労働省の国庫補助制度が改正され、「長時間開設加算」制度が新設されたことを受け、「放課後児童健全育成事業助成要綱」を改正し、午後6時を越えて開設する場合</p>

<p>の助成を平成 18 年度に新設しました。また平成 20 年度には、厚生労働省の国庫補助制度が変更されていることから、この変更の趣旨も踏まえ、ひきつづき検討していきたいと考えています。</p>	<p>の助成を平成 18 年度に新設しました。また平成 20 年度には、厚生労働省の国庫補助制度が変更されていることから、この変更の趣旨も踏まえ、ひきつづき検討していきたいと考えています。</p>	<p>の助成を平成 18 年度に新設しました。また平成 20 年度には、厚生労働省の国庫補助制度が変更されていることから、この変更の趣旨も踏まえ、今後検討していきたいと考えています。</p>
--	--	---

② 4 年生になっても学童保育を必要とする家庭が増えており、さらに地域における子どもたちの生活においてその安心・安全対策のため、高学年にも学童保育は必要です。2001 年 12 月 20 日付け厚生労働省育成環境課長通知にもとづき児童館学童保育クラブの対象学年を 6 年生まで引き上げてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>4 年生以上の高学年児童の受け入れについては、検討委員会の報告で「公設では物理的な受け入れスペースの問題もあり、高学年児童を放課後児童健全育成事業で育成していくことについては、現状では議論のあるところである。」とされております。</p> <p>近年の学童保育ニーズの高まりとともに、学童保育児童数の増加により過密状態になっているところもあり、また、未整備校区もあることから、厳しい財政状況の中、まずは、未整備校区への学童保育の整備、過密状態の解消を優先していきたいと考えています。ただし、児童数が少なく、スパー</p>	<p>神戸市においては、学童保育の対象学年は、小学校 1～3 年生の低学年を対象に実施しています。4 年生以上の高学年児童の受け入れについては、検討委員会の報告で「公設では物理的な受け入れスペースの問題もあり、高学年児童を放課後児童健全育成事業で育成していくことについては、現状では議論のあるところである。」とされています。</p> <p>また、近年の学童保育ニーズの高まりとともに、学童保育児童数の増加により過密状態になっているところもあり、また、未整備校区もあることから、厳しい財政状況の中、まずは、未整備校区への学</p>	<p>神戸市においては、学童保育の対象学年は、小学校 1～3 年生の低学年を対象に実施しています。4 年生以上の高学年児童の受け入れについては、検討委員会の報告で「公設では物理的な受け入れスペースの問題もあり、高学年児童を放課後児童健全育成事業で育成していくことについては、現状では議論のあるところである。」とされています。</p> <p>また、近年の学童保育ニーズの高まりとともに、学童保育児童数の増加により過密状態になっているところもあり、また、未整備校区もあることから、厳しい財政状況の中、ま</p>

<p>スに余裕のある施設については、ニーズを見極めながら高学年の受入について今後検討していきたいと考えております。</p>	<p>童保育の整備、過密状態の解消を優先していきたいと考えています。</p> <p>民設の学童保育所においては、民設(学童保育)の高学年を受け入れている実態を踏まえて、支援の充実を図る必要性があるとの意見を神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会よりいただいており、このような意見等を踏まえ助成の充実を検討していきたいと考えています。</p>	<p>童保育の整備、過密状態の解消を優先していきたいと考えています。</p> <p>民設の学童保育所においては、民設(学童保育)の高学年を受け入れている実態を踏まえて、支援の充実を図る必要性があるとの意見を神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会よりいただいており、このような意見等を踏まえ助成の充実を検討していきたいと考えています。</p>
---	--	--

8. 子供の安全対策について

① 一昨年7月28日に都賀川で地域方式の学童保育所に通う児童2名が亡くなる水難事故が起きましたが、今後保育中の事故が起きないように安全な保育場所の確保、指導員体制の強化等が各学童保育所で行えるように具体的な手だてを取ってください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>20年7月28日に起きた都賀川の事故を受け、再びこのような事故が起きないように神戸市では、「放課後児童クラブの基準」を改正し、防災への対応を改定するとともに、「ひょうご防災ネット」への加入を各施設へ呼びかけ、屋外活動マニュアル(モデル)の作成、配布させていただきました。</p> <p>また、職員研修として市民救命士講習を実施するといったような形で、現場職員の方々にもご協力</p>	<p>昨年の都賀川の事故を受け、再びこのような事故が起きないように神戸市では、「放課後児童クラブの基準」を改正し、防災への対応を改定するとともに、「ひょうご防災ネット」への加入を各施設へ呼びかけ、屋外活動マニュアル(モデル)の作成、配布させていただきました。</p> <p>また、職員研修として市民救命士講習を実施するといったような形で、現場職員の方々にもご協力</p>	

いただきながら、事故防止・危険回避対策に取り組んでおります。	止・危険回避対策に取り組んでおります。	
--------------------------------	---------------------	--

② 子どもの安全に関わる情報が学校、保育所、児童館などと同様に地域方式学童保育所にも伝達されるシステムの確立にご尽力いただいています。今後も継続的に連携が図れるようにすすめてください。

今年 の 回答	昨年 の 回答	一昨年 の 回答
<p>不審者情報については、これまでも教育委員会事務局から保健福祉局へ連絡を受け、保健福祉局から連絡網によって各施設に伝達する体制をとっています。</p> <p>また、不審者に関する迅速な情報提供、適切な対応のためのシステムである「近隣学校園通報システム」に、小学校区内の児童館や学童保育所も組み込むことに学校にも協力を依頼しています。今後も関係機関と連携をとり、継続的な連携が図れるよう努めていきたいと考えています。</p>	<p>不審者情報については、これまでも教育委員会事務局から保健福祉局へ連絡を受け、保健福祉局から連絡網によって各施設に伝達する体制をとっています。</p> <p>また、不審者に関する迅速な情報提供、適切な対応のためのシステムである「近隣学校園通報システム」に、小学校区内の児童館や学童保育所も組み込むことに学校にも協力を依頼しています。今後も関係機関と連携をとり、継続的な連携が図れるよう努めていきたいと考えています。</p>	<p>不審者情報については、これまでも教育委員会事務局から保健福祉局へ連絡を受け、保健福祉局から連絡網によって各施設に伝達する体制をとっています。</p> <p>また、不審者に関する迅速な情報提供、適切な対応のためのシステムである「近隣学校園通報システム」に、小学校区内の児童館や学童保育所も組み込むことに学校にも協力を依頼しています。今後も関係機関と連携をとり、継続的な連携が図れるよう努めていきたいと考えています。</p>

9. 制度・施策の改善・新設について

① 学校団体などと同じように、公共の施設や交通機関を利用する場合の割引を学童保育所にも適用できるよう国や関係企業にはたらきかけてください。

今年 の 回答	昨年 の 回答	一昨年 の 回答
神戸市学童保育連絡会の要望もあって、平成 17 年度より、公共施設については、のびのびパス	神戸市学童保育連絡会の要望もあって、平成 17 年度より、公共施設については、のびのびパス	神戸市学童保育連絡会の要望もあって、平成 17 年度より、公共施設については、のびのびパス

<p>ポートを有効期間中のすべての日に利用できるようになっており、学童保育の活動で施設を利用する場合も、「のびのびパスポート」を持参した子どもたちについては、無料開放の対象になりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、学校教育活動としての団体見学は、施設にその趣旨を理解いただき、例外的に引率者も含めて施設を無料開放していただいています。しかし、学童保育については、「学校教育活動」とは趣旨が異なるため、引率者に対する制度の適用はできませんので、ご了承願います。</p> <p>交通機関については国の許認可事項であるので、全国連協(全国学童保育連絡協議会)を通じて国や交通事業者に要望していただきたいと考えています。</p>	<p>ポートを有効期間中のすべての日に利用できるようになっており、学童保育の活動で施設を利用する場合も、「のびのびパスポート」を持参した子どもたちについては、無料開放の対象になりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、学校教育活動としての団体見学は、施設にその趣旨を理解いただき、例外的に引率者も含めて施設を無料開放していただいています。しかし、学童保育については、「学校教育活動」とは趣旨が異なるため、引率者に対する制度の適用はできませんので、ご了承願います。</p> <p>交通機関については国の許認可事項であるので、全国連協(全国学童保育連絡協議会)を通じて国や交通事業者に要望していただきたいと考えています。</p>	<p>ポートを有効期間中のすべての日に利用できるようになっており、学童保育の活動で施設を利用する場合も、「のびのびパスポート」を持参した子どもたちについては、無料開放の対象になりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、学校教育活動としての団体見学は、施設にその趣旨を理解いただき、例外的に引率者も含めて施設を無料開放していただいています。しかし、学童保育については、「学校教育活動」とは趣旨が異なるため、引率者に対する制度の適用はできませんので、ご了承願います。</p> <p>交通機関については国の許認可事項であるので、全国連協(全国学童保育連絡協議会)を通じて国や交通事業者に要望していただきたいと考えています。</p>
--	--	--

② 地域方式学童保育所については、児童館学童保育クラブの保育利用料の減免措置に準ずる補助をしてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>地域方式の学童保育所は地域の自主的な活動として運営されているものであり、学童保育料(保</p>		

<p>護者負担)の金額についても独自に設定していただいております。利用者にもそれぞれの実情はあるかと思いますが、厳しい財政状況の中、減免措置に準ずる助成制度を創設することは困難な状況です。</p>		
--	--	--

③ 小学校就学援助世帯やひとり親家庭に対して、学童保育施策独自の別枠補助をしてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>本市の厳しい財政状況の中、新たな助成制度の創設は難しい状況です。</p>	<p>本市の厳しい財政状況のなか、新たな補助の創設は難しいと考えています。</p>	<p>本市の厳しい財政状況のなか、新たな補助の創設は難しいと考えています。</p>

④ 制度・政策、助成要綱などの変更には、事前の協議・説明を欠かさずおこなってください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>制度や政策の内容については、国の施策・住民ニーズ・財政状況等を総合的に勘案して決定していくことであり、具体的にになった段階で、必要な説明をさせていただきます。</p>	<p>制度や政策の内容については、国の施策・住民ニーズ・財政状況等を総合的に勘案して決定していくことであり、具体的にになった段階で、必要な説明をさせていただきます。</p>	<p>制度や政策の内容については、国の施策・住民ニーズ・財政状況等を総合的に勘案して決定していくことであり、具体的にになった段階で、必要な説明をさせていただきます。</p> <p>(1)「神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会」を設置し、神戸市学童保育連絡会からも委員に参加いただき検討を重ね、検討委員会からの報告をもとに平成19年</p>

		<p>9月「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」を策定しました。今後、この基準の見直し等を行う場合は、適宜ご意見をいただきながら、進めていきたいと考えています。</p> <p>(2)「神戸市児童育成計画 2010」の中で、皆様のご意見を反映させていただき、「神戸市次世代育成支援対策行動計画」の策定に際して、神戸市学童保育連絡会からもパブリックコメントをいただいています。</p>
--	--	---

10. 学童保育の基準に基づく学童保育所の整備と学童保育指針の策定について

① 「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」に基づいて公的責任で学童保育所の整備を図るとともに、必要に応じて見直しを図りより良い基準になるようにしてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>本市では、学童保育ニーズが高まる中、学童保育に関する課題を整理・検討し、その対応策・今後の方針をまとめるため、「神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会」を設置し、神戸市学童保育連絡会からも委員に参加いただき検討を重ね、検討委員会からの報告をもとに平成19年9月「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」を策定しました。</p>	<p>本市では、学童保育ニーズが高まる中、学童保育に関する課題を整理・検討し、その対応策・今後の方針をまとめるため、「神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会」を設置し、神戸市学童保育連絡会からも委員に参加いただき検討を重ね、検討委員会からの報告をもとに平成19年9月「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」を策定しました。</p>	<p>本市では、学童保育ニーズが高まる中、学童保育に関する課題を整理・検討し、その対応策・今後の方針をまとめるため、「神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会」を設置し、神戸市学童保育連絡会からも委員に参加いただき検討を重ね、検討委員会からの報告をもとに平成19年9月「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」を策定しました。</p>

<p>一昨年 9 月には、都賀川での事故を受けて、防災面での対策について一部見直しを行っております。</p> <p>今後とも、この基準に基づき、学童保育事業の充実を図っていくとともに、必要に応じて見直しを図っていきたいと考えています。</p>	<p>昨年 9 月には、都賀川での事故を受けて、防災面での対策について一部見直しを行ったところです。</p> <p>今後とも、この基準に基づき、学童保育事業の充実を図っていくとともに、必要に応じて見直しを図っていきたいと考えています。</p>	<p>今年 9 月には、都賀川での事故を受けて、防災面での対策について一部見直しを行ったところです。</p> <p>今後とも、この基準に基づき、学童保育事業の充実を図っていくとともに、必要に応じて見直しを図っていきたいと考えています。</p>
---	---	---

② あわせて、保育内容向上のために「学童保育指針」の策定を私たちと協議のうえ具体化を進めてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>神戸の学童保育において、学童保育の大規模化、過密化が大きな問題となっていること、放課後等の安全・安心な居場所として時間延長の取組みの拡大、高学年の受け入れニーズが高まっていること、障害児の受け入れが重要な課題になっているという現状や、学童保育に関する統一的な基準がほとんどない中で、公設・民設の学童保育の設置・運営主体がそれぞれに工夫して設置・運営している現状を踏まえ、市内のすべての学童保育に適用される基準、設置主体・運営主体の違いにかかわらず、学童保育事業にかかわるすべての</p>	<p>神戸の学童保育において、学童保育の大規模化、過密化が大きな問題となっていること、放課後等の安全・安心な居場所として時間延長の取組みの拡大、高学年の受け入れニーズが高まっていること、障害児の受け入れが重要な課題になっているという現状や、学童保育に関する統一的な基準がほとんどない中で、公設・民設の学童保育の設置・運営主体がそれぞれに工夫して設置・運営している現状を踏まえ、市内のすべての学童保育に適用される基準、設置主体・運営主体の違いにかかわらず、学童保育事業にかかわるすべての</p>	<p>神戸の学童保育において、学童保育の大規模化、過密化が大きな問題となっていること、放課後等の安全・安心な居場所として時間延長の取組みの拡大、高学年の受け入れニーズが高まっていること、障害児の受け入れが重要な課題になっているという現状や、学童保育に関する統一的な基準がほとんどない中で、公設・民設の学童保育の設置・運営主体がそれぞれに工夫して設置・運営している現状を踏まえ、市内のすべての学童保育に適用される基準、設置主体・運営主体の違いにかかわらず、学童保育事業にかかわるすべての</p>

<p>者がそれぞれの立場で、学童保育事業の充実を図っていく指針として、「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」を策定しました。</p> <p>この基準の策定にあたっては、神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会を設置し、同委員会で基準案のとりまとめを行いました。この検討委員会には、学童保育関係者に委員として参加いただき、また、現場の指導員にも学童保育事業関係者として検討委員会で発言していただきました。更に、基準案のとりまとめにあたっては、ホームページなどで原案を公開し、広く関係者や市民の意見の反映にも努めています。このような手続きを踏んで、同検討委員会として、平成19年7月に基準案をまとめていただきました。</p> <p>この報告に基づき、本市として基準を策定したものであり、今後、この基準に基づき、学童保育事業の充実を図っていきたいと考えています。</p>	<p>者がそれぞれの立場で、学童保育事業の充実を図っていく指針として、「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」を策定しました。</p> <p>この基準の策定にあたっては、神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会を設置し、同委員会で基準案のとりまとめを行いました。この検討委員会には、学童保育関係者に委員として参加いただき、また、現場の指導員にも学童保育事業関係者として検討委員会で発言していただきました。更に、基準案のとりまとめにあたっては、ホームページなどで原案を公開し、広く関係者や市民の意見の反映にも努めています。このような手続きを踏んで、同検討委員会として、平成19年7月に基準案をまとめていただきました。</p> <p>この報告に基づき、本市として基準を策定したものであり、今後、この基準に基づき、学童保育事業の充実を図っていきたいと考えています。</p>	<p>者がそれぞれの立場で、学童保育事業の充実を図っていく指針として、「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」を策定しました。</p> <p>この基準の策定にあたっては、神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会を設置し、同委員会で基準案のとりまとめを行いました。この検討委員会には、学童保育関係者に委員として参加いただき、また、現場の指導員にも学童保育事業関係者として検討委員会で発言していただきました。更に、基準案のとりまとめにあたっては、ホームページなどで原案を公開し、広く関係者や市民の意見の反映にも努めています。このような手続きを踏んで、同検討委員会として、平成19年7月に基準案をまとめていただきました。</p> <p>この報告に基づき、本市として基準を策定したものであり、今後、この基準に基づき、学童保育事業の充実を図っていきたいと考えています。</p>
--	--	--

11. 国へのはたらきかけについて

- ① 専用施設(室)に、常時複数の常勤専任指導員を配置し、保護者の労働日・労働時間を基本的に保障できる通年開所の学童保育の施策を確立し、それに必要な財政措置

を確実に講じることを国に強く求めてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
本市としては児童健全育成の立場から、市町村の実態に応じた放課後児童健全育成事業が可能となるよう財政措置等の拡大を求めています。	本市としては児童健全育成の立場から、市町村の実態に応じた放課後児童健全育成事業が可能となるよう財政措置等の拡大を求めています。	本市としては児童健全育成の立場から、市町村の実態に応じた放課後児童健全育成事業が可能となるよう財政措置等の拡大を求めています。

② 学童保育の充実のために、民生主管課長会議や児童福祉主管会議など政令指定都市との協議の場でも先頭にたって問題提起し、国へのはたらきかけを強めてください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
これまでも機会があるごとに民生主管課長会議や児童福祉主管会議を通じて要望しており、今後とも各市と連携して要望をしていきたいと考えています。	これまでも機会があるごとに民生主管課長会議や児童福祉主管会議を通じて要望しており、今後とも各市と連携して要望をしていきたいと考えています。	これまでも機会があるごとに民生主管課長会議や児童福祉主管会議を通じて要望しており、今後とも各市と連携して要望をしていきたいと考えています。

12. 新型インフルエンザ対策について

① 2009年5月27日に提出した「新型インフルエンザに関する緊急要望書」に記載している項目についてその実現を図ってください。

今年の回答	昨年の回答	一昨年の回答
<p>新型インフルエンザに関する緊急要望については、昨年11月に回答させていただいております。</p> <p>なお、本市では今年度、予防対策の一環として、空気清浄機の購入費助成を行っているところです。</p> <p>今後とも、各施設におい</p>	<p>神戸市では、5月18日から22日の期間、学校園の一斉休校にあわせ児童館、学童保育コーナー等学童保育施設についても臨時休業措置を行いました。今回の措置はインフルエンザ感染拡大防止を第一に考えた緊急措置であり、その観点から代替措置として他に</p>	

<p>て、インフルエンザ等の感染予防、拡大防止にご留意ください。</p>	<p>児童が集まる施設を設けておりません。</p> <p>保護者をはじめとする多くの学童保育関係者の方々に対しては大変なご負担をおかけしたことは重々承知しておりますが、ご家族、地域の方々のご理解ご協力の下、再開まで対応をお願いした次第です。</p> <p>また、市内の事業者向けに休校・休所の対象となる児童の保護者への配慮を依頼する文書を神戸市新型インフルエンザ対策本部より通知しております。</p> <p>なお、臨時休業に伴う休業補償については、それぞれ労使間の問題であり、雇用主において検討されるべき問題であると考えております。</p> <p>その他、マスク・消毒液等については、各施設で確保をお願いしたいと考えております。</p>	
--------------------------------------	--	--